

(様式 7-4) 諸室要求水準確認表

1.提案内容に基づき諸室要求水準確認表を次の表に記入して下さい。

(別添 Microsoft Excel の様式に記入すること)

【記入方法】 ◎:十分対応している ○:対応している △:別方法で対応している
 ◎○の場合は、確認できる様式のページを記入してください。
 △の場合は要求水準にかわる対応方法を記入してください。

	機能区分	室名	No.	諸室要求水準	確認値	提案内容(対応方法)
共通	共通	エントランス	1	ストレッチャー(2台)、車椅子置場(2台)、傘立て(60本入2台)を収納するスペースを有すること。		
			2	上記収納スペースは、格納物が不用時は来訪者に目立たないようにすること。		
		救急外来出入口	1	救急車等から降りて、前室まで、患者等が雨にぬれないように入室できること。		
			2	ストレッチャーの出入りを可能とすること。		
		トイレ(車椅子利用者・トイレ含む)	1	本階棟の患者や来訪者の利用諸室の配置状況を考慮し、各階に1室～2室設置すること。		
			2	男女それぞれ設置すること。		
			3	男女それぞれに車椅子利用者のトイレを設置すること。		
			4	便所及び洗面所の個数は、諸室の配置状況を考慮の上設置すること。		
			5	入口部分は、扉の開閉なしに入れるように、通路状の平面とすること。		
		職員トイレ	1	本階棟及び児童思春期棟の職員の利用諸室の配置状況を考慮し、各階に適宜設置すること。		
一般外来	全体(要求水準書)	1	一般外来は、診察・検査機能を円滑に行う配置とすること。(本要求水準書「図5 外来診療部門の関係図」を参照)			
		2	総合待合ホール及び診察待合ロビーは、快適に、かつ、落着いて過ごせるよう工夫すること。			
		3	総合待合ホールは、患者などが、受付や会計、薬の受け渡しを円滑に行える位置に配置すること。			
		4	総合待合ホール、診察待合ロビーの各受付カウンターは、車椅子利用者にも配慮すること。			
		5	ナースステーションは、診察待合ロビーだけでなく、待合ホール側からも分かりやすい位置に配置すること。			
		6	診察室1～5は原則として、連続して配置すること。			
		7	診察室1・2は、患者の問題行動に迅速に対応できるようナースステーションに近接した配置とすること。			
		8	診察室後方通路は、診察室1～5及びナースステーションから直接出入りできるものとすること。			
		総合待合ホール	1	外来者の緊張が和らぐ空間とすること。		
		診察待合ロビー	1	外患患者の緊張が和らぐ空間とすること。		
外来診療部門	一般外来	ナースステーション	1	ナースステーションから観察できる配置とすること。		
			2	薬物専門外来の待合ロビーは、ローバーテーションやブランケットで仕切るなどの方法で、独立した高いものとする。		
		診察室1・2	1	患者や家族が、エントランス、診察待合ホールから見てわかりやすい位置に配置すること。		
			2	職員が診察待合ロビーを観察できる位置とすること。		
		診察室3・4・5	1	一般外来処置室に隣接し、相互入室を可能とすること。		
			2	カウンターは車椅子への対応ができるものとすること。当該部分は、患者の乗り越し防止の措置を施すこと。		
		診察室後方通路	1	ローバーテーションで仕切られた看護長執務スペースを確保すること。		
			2	診察室1～5は連続して配置すること。		
		処置室	1	診察室1は(外来)ナースステーションに隣接し、診察室2は(外来)ナースステーションに近接すること。		
			2	診察待合ロビー、診察室後方通路の2方向に出入口を設けること。		
静養室	1	車椅子での出入り及び診察が可能とすること。				
	2	ストレッチャー(550W×1900L抑制可能)(本要求水準書「別添資料5 調達品リスト」参照)の出入りが可能なこと。				
カルテ室	1	診察室後方通路へは、上記ストレッチャーのまま患者の搬送が可能なこと。				
	2	診察室1～5は連続して配置すること。				
薬物専門外来	処置室	1	診察待合ロビー、診察室後方通路の2方向に出入口を設けること。			
		2	車椅子での出入り及び診察を可能とすること。			
薬物専門外来	処置室	1	患者を診察室のストレッチャーに乗せた状態で、緊急救急病棟につながる廊下へそのまま搬送できる広さを確保すること。			
		2	診察室1からの出入口は、ベッドに拘束された患者と、数人の職員が同時に出入りすることが想定されるため、十分な広さを確保すること。			
薬物専門外来	処置室	1	薬物専用後方通路は、薬物専用診察室に設けること。			
		2	患者は待合ロビー側から入室すること。			
薬物専門外来	処置室	1	処置台(650W×1900L)を配置すること。(本要求水準書「別添資料5 調達品リスト」参照)			
		2	外来ナースステーションに近接し、診察室後方通路への職員出入口を設けること。			
薬物専門外来	処置室	1	患者は診察待合ロビー側から入室すること。			
		2	(外来)ナースステーション及び(医事)事務室から、職員の行き来が容易な位置とすること。			
薬物専門外来	処置室	1	薬物専門外来の診察室と処置室は、原則として、一般外来診察室1～5と連続して配置し、一般外来の診察待合ロビー、診察室後方通路を共有すること。			
		2	診察待合ロビーは、原則として一般外来の患者と接触の少ないものとする。			
薬物専門外来	処置室	1	(一般外来)診察室1～5と、できる限り連続して配置すること。			
		2	診察待合ロビー、診察室後方通路、(薬物専門外来)処置室の3方向に出入口を設けること。			
薬物専門外来	処置室	1	ストレッチャー(550W×1900L抑制可能)(本要求水準書「別添資料5 調達品リスト」参照)の出入りが可能なこと。			
		2	診察室後方通路へは、上記診察ベッドのまま患者の搬送が可能なこと。			
薬物専門外来	処置室	1	(薬物専門外来)診察室から直接出入りできるものとする。			
		2	処置台(650W×1900L)を配置すること。(本要求水準書「別添資料5 調達品リスト」参照)			

機能区分	室名	No.	諸富要求水準	確認欄	提案内容(対応方法)	
救急外来	全体 (要求水準書)	1	外来患者や入院患者と接触頻度が少ない位置に配置すること。特に児童思春期棟の患者とは動線の交錯がない位置とすること。			
		2	診察室で処置された患者を、他者の目に触れることなく成人棟へ搬送できる位置に配置すること。			
		3	X線撮影や検体検査を行う場合があるため、X線検査や臨床検査の室と近接すること。			
	前室	1	一般外来患者及び入院患者の目に触れにくい位置とすること。			
		2	ストレッチャーの出入りを可能とすること。			
	診察室	1	外部者と接触頻度が少なく、成人病棟へ速やかに患者搬送ができる位置とすること。			
		2	診察ベッド(1015W×2150L、抑制可能)と予備ベッド(910W×2170L)を設置すること。(本要求水準書「別添資料5 調剤室 調剤室」を参照)			
		3	調剤室を確保するため、必要機材のスペースを確保すること。(本要求水準書「別添資料5 調剤室」を参照)			
		4	悪臭除去のため換気システムを考慮すること。			
		5	患者を洗浄することができるよう、トイレ・シャワーを室内に設置すること。			
		6	上記のトイレ、シャワーを室内に有するとともに車椅子を利用する患者の介助が可能なスペースを確保すること。			
		7	(一般外来) ナースステーションのスタッフが対応するため、できる限り近接すること。			
	リカバリー	1	ストレッチャーによる患者搬送を可能とすること。			
	地域医療連携	全体 (要求水準書)	1	面接室1・2室は、連続して配置すること。		
2			面接室に近接して待合スペースを設けること。(診察待合ロビーと兼用可)。			
地域医療連携室		1	資料室に隣接し、相互に出入りができるようにすること。			
		2	片側の壁に訪問介護用品を収納できる棚(幅3m×奥行50cm×高さ2.5m)を設置すること。			
資料室	1	地域医療連携室に隣接し、相互に出入りができるようにすること。				
面接室1・2・3	1	面接室は連続して配置すること。				
外来診療部門	全体 (要求水準書)	1	デイルーム、作業活動室、手工芸室及び集団治療室は、ダイケア患者が長時間過ごす部屋であることから、採光や通風に配慮し、良好な環境となるよう留意すること。			
		2	ダイケア患者は、作業療法の視聴覚室、ADL室、陶芸室も利用するため、配置及び動線に配慮すること。			
		3	患者休憩コーナー(約15㎡)を設けること。			
	デイルーム	1	倉庫部分(約15㎡)を設け、鍵がかけられるようにすること。			
		2	手工芸室と隣接し、相互の出入りが可能なようにすること。			
	作業活動室	1	手工芸室と隣接し、相互の出入りが可能なようにすること。			
		2	作業活動室と隣接し、相互の出入りが可能なようにすること。			
	手工芸室	1	作業活動室と隣接し、相互の出入りが可能なようにすること。			
		2	作業活動室と隣接し、相互の出入りが可能なようにすること。			
	集団治療	1	ダイケア部門の奥に配置すること。			
		2	ダイケア部門の奥に配置すること。			
	ダイケア	診察・処置・静養室	1	診察・処置コーナー(約15㎡)と患者を落ち着かせる静養コーナー(約10㎡)にパーテーションで区切ること。		
			2	静養コーナーは、診察・処置コーナーから内部が観察できるようにすること。		
			3	静養コーナーは、診察・処置コーナーから内部が観察できるようにすること。		
		面接室	1	外壁に窓を設け、内装は利用者に圧迫感を与えないものとする。		
			2	男女更衣室間は、将来の男女比率変更に対応できるよう工夫すること。		
		患者更衣室	1	患者更衣室に隣接して奥側に設けること。		
			2	患者更衣室に隣接して奥側に設けること。		
	患者トイレ	1	男女共用で車椅子利用患者用トイレを設置すること。			
		2	来訪者の出入管理が容易な位置とし、受付窓口を設けること。			
執務室	1	デイルームと隣接し、直接出入りが可能なようにすること。				
	2	診察・処置・静養室と隣接させ、緊急時に職員が直接出入りできるようにすること。				
	3	トイレ(簡便付)を男女別に設けること。				
職員更衣室	1	男女別に設けること。				
	2	ダイケアエリアに設けること。				
	3	男女間の間仕切りは、男女の人数の変化に対応できるよう工夫すること。				
医事	全体 (要求水準書)	1	医事は、成人外来、児童思春期外来の双方の業務に円滑に対応できる配置とすること。			
		2	入院相談室は、緊急事態に備え、職員の目が届くよう事務室の中に設置すること。			
		3	総合待合ホールに面し、薬局、調剤室と隣接すること。			
薬局	事務室(受付・会計・執入院相談)	1	総合待合ホールに面し、受付カウンター及び窓口を設けること。			
		2	事務室(医事・会計・執務)の内部に配置すること。			
		3	事務室(医事・会計・執務)の内部に配置すること。			
	調剤室	1	外来患者への投薬は、院内処方を中心とし、院外処方を希望する患者に対しては、院外処方箋を発行すること。			
		2	薬局は、成人外来、児童思春期外来の双方の業務に円滑に対応できる配置とすること。			
薬局	調剤室	3	検査室は、外部から薬品を搬入でき、検査後速やかに薬品保管庫へ搬入できる動線を確保すること。			
		4	総合待合ホールに面し、(医事)事務室と隣接すること。			
		5	児童思春期病棟の事務室(受付・会計・薬局)と近接させ、行き来が容易な通路を医事と共有で設けること。			
		6	カウンター端部付近にお薬相談コーナーを設けること。			
		7	上記お薬相談コーナーは、パーテーション(ランマオープン)で間仕切りし、その出入口をホール側と調剤室両方に設けること。			
薬品情報室(DI室)	調剤室	1	MRが、薬局各室を通らずに入室できる配置とすること。			
		2	MRの対応ができるスペースを確保すること。			
		3	調剤室に隣接し、調剤室の状況が把握できるようにすること。			
執務室	調剤室	1	調剤室に隣接し、調剤室の状況が把握できるようにすること。			
		2	DI室と隣接するが、廊下とは接しないこと。			

機能区分	室名	No.	諸室要求水準	確認欄	提案内容(対応方法)		
外来診療部門	薬局	検収室	1 外部から直接薬品を搬入でき、検収後速やかに薬品保管庫へ搬入できる配置とすること。 2 外部からの荷物が中心となるが、薬品が未だ搬入前棟部1及び児童思春期部門からの利用にも配慮した配置とし、動線を工夫すること。 3 患者はX線検査と臨床検査を一連の流れで受けることが多いので、患者の移動に配慮した配置とすること。 4 X線撮影室、CT室、操作室兼保管室は、職員が移動しやすい配置とすること。				
中央診療部門	X線検査	全体(要求水準書)	1 外部から直接薬品を搬入でき、検収後速やかに薬品保管庫へ搬入できる配置とすること。 2 外部からの荷物が中心となるが、薬品が未だ搬入前棟部1及び児童思春期部門からの利用にも配慮した配置とし、動線を工夫すること。 3 患者はX線検査と臨床検査を一連の流れで受けることが多いので、患者の移動に配慮した配置とすること。 4 X線撮影室、CT室、操作室兼保管室は、職員が移動しやすい配置とすること。				
		受付・執務室	1 操作室と直接出入りできる扉を設けること。				
		X線撮影室	1 操作室と直接出入りできる扉を設けること。 2 車椅子、ストレッチャーでの入室を可能とすること。				
		CT室	1 操作室と直接出入りできる扉を設けること。 2 車椅子、ストレッチャーでの入室を可能とすること。				
		操作室兼保管室	1 関連諸室と隣接し、機能的に連携できるようにすること。 2 フィルム保管スペース(鍵付き約20㎡)及びポータブル撮影装置保管スペース(鍵付き約5㎡)を設けること。				
	臨床検査(生理)	全体(要求水準書)	1 外来部門の利用が中心であるが、成人病棟部門と児童思春期部門からの利用にも配慮した配置とし、動線を工夫すること。特に心電図室と脳波シールド室は、児童思春期棟の患者も利用するため、原則として患者の動線が交錯しないよう配慮すること。 2 患者は臨床検査とX線検査を一連の流れで受けることが多いので、患者の移動に配慮した配置を工夫すること。				
		心電図室	1 隣接する3室とは直接出入りできる扉を設けること。 2 廊下側の扉は車椅子、ストレッチャーの出入りが出来るような広さを確保すること。				
		脳波シールド室	1 脳波操作室側ドアからの出入りすること。 2 車椅子、ストレッチャーでの出入りがスムーズに出来るようにすること。				
		脳波操作室	1 廊下側の入口は車椅子、ストレッチャーの出入りが出来るような広さを確保し、引き戸とすること。 2 心電図室に直接出入りできるように扉を設けること。				
		脳波検査前室	1 出入は脳波操作室側からすること。				
		臨床検査(検体)	検体検査・洗浄室	1 執務室、採血室との間に扉を設けること。 2 洗浄コーナー(約15㎡)を設けること。 3 廊下側の扉は大型検査機器搬入に十分な広さとすること。			
			採血室	1 検体検査・洗浄室、心電図室及び執務室に直接出入りできる扉を設けること。 2 廊下側の扉は車椅子の出入りが可能な引き戸とすること。 3 車椅子利用を可能とすること。			
	採尿室		2 出入口の幅は、車椅子利用が可能によう十分に確保すること。 3 男性用小便器を設けること。小便器は子供が使用可能なタイプとすること。				
	執務室		1 検体検査・洗浄室、心電図室、採血室との間に直接出入りできる扉を設けること。				
	機材・資料保管室		1 機材保管部分と資料保管部分に分け、その間はカーテンにより仕切ること。				
	臨床心理	全体(要求水準書)	1 臨床心理は、静かな環境で実施する必要があるため、配置に留意すること。				
	歯科診療	全体(要求水準書)	1 歯科の一般撮影は、診療室内のレントゲンユニットで行うが、パノラマ撮影は、X線撮影室で行うため、患者の移動に配慮した配置とすること。 2 成人病棟に近い位置に配置すること。 3 歯科レントゲンユニット(本要求水準書「別添資料6 調達備品リスト」参照)を設置すること。 4 入口はストレッチャー、重いの出入りが可能な広さを確保すること。 5 各治療ユニット(2ユニット)との間はローパーションで仕切ること。 6 治療時の医師の手洗いは、治療ユニットのそばにそれぞれ設けること。 7 処置コーナー(約10㎡)を設けること。				
		診療室	1 作業療法は、成人病棟部門及び児童思春期部門及びデイケア部門の患者が利用するので、各動線の交錯に配慮すること。(成人病棟部門及び児童思春期部門及びデイケア部門の患者の利用は時間帯を区分して利用する予定である。) 2 患者の移動の廊、施設などにより、他部門へ入ることがないようにすること。 3 視聴覚室、ADL室及び陶芸室はまとめて配置し、デイケアの患者も利用しやすい位置とすること。 4 体育館は移動や運動による騒音が他に影響を与えないよう留意すること。				
		作業療法	1 創作活動室2上の間に、大きな開口の両引き戸を設けること。 2 手工芸材料、雑品等を保管する鍵付きの倉庫スペース(約30㎡)をパーテーションにより設けること。 3 創作活動室1上の間に、大きな開口の両引き戸を設けること。 4 機材等の収納、完成作品の保管、木工材料を保管する鍵付きの倉庫スペース(約15㎡)をパーテーションにより設けること。 5 廊下からの出入りのほかに、創作活動室1からの出入りが可能とすること。 6 パーテーションで区切り、2室としても使用できるようにすること。 7 大画面の収納式スクリーンを設置すること。 8 ADL室、陶芸室、視聴覚室の3室は、デイケアの患者も利用することから、デイケアからも行き来しやすい場所にまとめて配置すること。 9 同3室を、デイケアの患者が利用する際、作業療法の他室に行けないように工夫すること。 10 調理室と試食室の2室構成とし、2室間はアローディオンカーテンで区切ること。 11 男女別に設け、車椅子利用者用を共用で設けること。 12 シャワーは男女別に各1つ設置すること。				

機能区分	室名	No.	諸富要求水準	確認欄	提案内容(対応方法)	
中央診療部門	作業療法	執務室	1	体育館をはじめとした作業療法内の諸室への移動が容易な動線を確保すること。		
		体育館(アリーナ)	1	2) トイレ(施設式)を男女別に設けること。 バレーボール競技ができるようにすること。 バレーボールコート(一般用) 9m×18m 周囲3mを確保すること。 1) バスケトリングを設置すること。 面積内に収まる大きさのバドミントンコート・バスケコートラインを設けること。 2) 出入口は開口部を広く取り、車イスの利用ができるようにすること。		
	共用	体育館(トイレ)	1	1) 男女別に設置すること。 2) 車椅子利用者用トイレを共用で1ヶ所設置すること。		
		倉庫2	1	1) 将来、診療関係の室に転用を可能とすること。 2) 会議室や研修室は、外部からの利用を考慮し、エントランスからの円滑な動線に配慮すること。		
		全体(要求水準書)	1	1) 会議室や研修室は、外部からの利用を考慮し、エントランスからの円滑な動線に配慮すること。 2) 託児所(職員用)は、主動線から離れた場所に配置すること。 3) 患安室は、患者などから目に触れない場所に配置すること。		
		更衣室	1	1) 全館で1ヶ所(デイケア・作業療法及び看護実習生を除く)とし、原則として事務局配置階に設置すること。 2) 男女間は、パーテーションなどで仕切り、将来の変化に対応できるようにすること。 3) 洗面コーナーを設けること。		
		シャワー室	1	1) 男女ごとに設置すること。 2) シャワー室は男女2室ずつとすること。 3) 脱衣スペースを設けること。		
		職員トイレ	1	1) 本館棟及び児童思春期棟の職員の利用諸室の配置状況を考慮し各階に適宜設置すること。		
		休養室	1	1) 男子10㎡、女子20㎡として1室ずつ設置すること。 2) 女子はベッド2つ、男子はベッドを1つ設置すること。(本要求水準書「別添資料5 調達備品リスト」参照)		
		仮眠室	1	1) 主動線から離れた静かな場所に配置すること。		
給湯室		1	1) 本館棟の職員関係諸室の配置状況を考慮し、各階に1室～2室を設けること。			
大会議室(講堂)		1	1) 中会議室、小会議室、研修室をまとめて配置し、会議室ゾーンを形成すること。			
管理部門	事務局	小会議室B	1	1) 患者主動線から離れた場所に配置すること。		
		託児所	1	1) 病院内の主動線から離れた場所に設置すること。 2) 幼児専用のトイレを設置すること。		
		患安室	1	1) 病棟からの遺体搬送の際、患者の主動線と交錯しない位置とすること。 2) 人目にふれない静かな場所に配置すること。		
		全体(要求水準書)	1	1) 院長室、副院長室及び事務局長室は、部外者が直接出入できないよう事務室からの入室とすること。		
		院長室	1	1) 外部廊下から直接入れないよう事務室内の中廊下からの入室とすること。		
		副院長室	1	1) 外部廊下から直接入れないよう事務室内の中廊下からの入室とすること。		
		応接室	1	1) 外部廊下から直接入れないよう事務室内の中廊下からの入室とすること。 2) 院長室と副院長室との間に設置すること。		
		事務局長	1	1) 外部廊下から直接入れないよう事務室内に設置すること。 2) 室内をパーテーションで仕切って(縦付き)、宿直スペース(約10㎡)を設けること。		
		事務室	1	1) 来客対応のための湯茶スペース(ポット対応)をパーテーションで仕切って設けること。		
		コンピュータ室	1	1) システムのメンテナンス用のパソコン操作スペース及び病院のメインコンピュータサーバーの設置スペースを設けること。 2) 上記スペースは、パーテーションなどにより分けること。		
医務局	医務局	医療記録	1	1) (医務局)研究室及び看護部に近接させること。		
		全体(要求水準書)	1	1) 宿直室は、救急外来への動線が短い位置に配置すること。		
		執務室	1	1) シャワー室(脱衣スペース含む)4㎡程度を2ヶ所設けること。 パーテーション(天井まで)等で区切り3部屋として利用できるようにすること。		
		研究室	1	1) 救急外来に速やかに移動できる場所に配置すること。		
		宿直室	1	1) 救急外来に速やかに移動できる場所に配置すること。		
		全体(要求水準書)	1	1) 宿直室は、救急外来への動線が短い位置に配置すること。		
		副看護部長執務室	1	1) ミーティングや作業、その他応接のスペース(約25㎡)を確保すること。		
		宿直室	1	1) 医務局宿直室と近接させること。 2) 室内にシャワーとトイレを設けること。		
		資料室	1	1) 保管庫(本要求水準書「別添資料5 調達備品リスト」)を設置すること。		
		看護実習生教室	1	1) 複数の学校が同時に利用することが多いので、移動間仕切りを設け2部屋として利用できるようにすること。		
委託関係	サービス	看護実習生更衣室	1	1) 男女別に区分すること。		
		倉庫3	1	1) 将来看護執務室に転用可能とすること。		
		清掃職員更衣室	1	1) 男女別は、パーテーションで区切り、男女比率の変化に対応できるようにすること。		
		全体(要求水準書)	1	1) 売店は、入院患者の利用が中心になることから、入院患者の利便性を考慮した配置とすること。なお、売店付近には、売店で購入した飲料や軽食類を飲食できるスペースを設けること。また、近接して自動販売機を設置すること。		
		全体(要求水準書)	2	2) 喫茶は、診療の妨げとならないよう配置すること。		

機能区分	室名	No.	諸室要求水準	確認欄	提案内容(対応方法)		
サービス・供給部門	栄養管理 (給食)	全体 (要求水準書)	1	本要求水準書Ⅲ 第3 1 食事提供業務に示す内容を実施するために必要な諸室及び設備、配置を提案すること。			
		栄養指導	1	車椅子利用者に対応できるようにすること。			
		執務室	1	(厨房)委託職員と連絡がとりやすい場所に配置すること。			
	物品供給 管理	全体 (要求水準書)	1	物品管理室は、外部からの物品搬入と本館棟、成人棟及び児童 1 思春期棟への物品搬送が効率的に行えるよう、適切な場所に配置すること。			
		物品管理 室	2	物流動線と入院患者や外来患者などの動線が原則として交錯しないように配慮すること。			
		リネン集積 室	1	金庫への物品供給が至便な位置とすること。 2 搬入にあたっては、患者動線とできるだけ交わることをないようにすること。			
		医療廃棄 物保管庫	1	1 外部に運び出しやすい場所に設けること。			
		エネルギー	全体 (要求水準書)	1	1 稼働設備などのメンテナンス、将来における機器の更新などに考慮すること。 2 病棟や診療に関連する諸室などに騒音や振動、臭気などの影響が出ないような対策を講ずること。 患者の人權や日照、通風、眺望などに配慮し、良好な療養環境の形成に努めること。 冷房稼働期間外にも良好な室内環境が維持できるように配慮すること。 各病棟の出入口は、ナースステーションから見通しの良い位置に設置すること。 ナースステーションは、病棟全体を適切に管理するため、見通しが良く、各諸室に短い距離で行けるような配置とすること。 緊急時に安全かつ迅速な対応を行うため、原則として病棟突当り廊下としないこと。 緊急救急病棟及び高度ケア1病棟の患者専用の緊急救急病棟等患者用運動場を、両病棟に近接して設けること。なお、両病棟からの専用出入口を設けること。両病棟が建物の2階に配置される場合も同様とする。		
	成人病棟部門	共通	全体 (要求水準書)	1	保護室ゾーンは、緊急時の迅速な対応のためナースステーションに隣接させ、他の諸室とは分離・独立したエリアとすること。 緊急入院や他部門からの応援に対応できるよう、共用部から直接保護室ゾーンに入れる出入口を設けること。 保護室ゾーンのナースステーション側に、保護室ゾーンの患者がデイルームとしても利用できるスペースを確保すること。(通路との共用を可とする)		
			病室	1	将来の医療環境変化に備え、4床室を個室2室に改修可能な構造とすること。 総合治療1病棟内に設ける感染症病棟エリアは、エリア外への感染を防ぐ構造とすること。 男女混合病棟においては、病室を男子ゾーンと女子ゾーンに分けて配置し、夜間は、男女ゾーン間の往來を遮断できるようにすること。入院患者の男女比率が変化した場合、一部の病室(個室及び2床室)について、男女の区分を流動化させて利用できるよう工食室・デイルームは、入院患者が多量の時間を過ごす場所であるため、ナースステーションから把握しやすいう位置に配置するとともに、良好な環境を確保すること。 食室・デイルームと多目的室は、移動間仕切の設置などにより、一体的に利用できるよう工夫すること。		
その他			1	病室及び食室・デイルームは面積基準を満たすこと。			
保護室(A)			1	病室、トイレ、洗面室の3室構成とし、廊下・洗面室間、洗面室・病室間、病室・トイレ間に扉を設けること。			
			2	病室・トイレ間の扉は、必要に応じて病室内の壁に格納できるようにすること。格納時は施錠ができるようにすること。			
			3	ベッドは固定式とすること。抑制可能で、患者がベッド下部にもぐりこむことのない構造とすること。配置は、患者用ストレッチャー(55cm×1.9m)が病室内で展開してベッドに横付けでき、3方向から介護が可能なものとする。			
			4	洗面室・病室間の扉を開き扉とする場合は、壁に収納可能なものとする。			
保護室(B)			1	病室、トイレ、洗面室の3室構成とし、廊下・洗面室間、洗面室・病室間、病室・トイレ間に扉を設けること。			
			2	病室・トイレ間の扉は、必要に応じて病室内の壁に格納できるようにすること。格納時は施錠ができるようにすること。			
			3	ベッドは市販品で搬出できるものを使用すること。(本要求水準書「別添資料6 調達備品リスト」参照)			
	4	洗面室・病室間の扉を開き扉とする場合は、壁に収納可能なものとする。					
保護室ゾーンのデイルーム	1	外気に接した位置に配置し、採光・換気・眺望のための窓を設けること。					
	2	保護室前の廊下部分から連続した空間とすること。また壁面に奥行き60cm巾180cm高さ200cmのリネン及び介護用品を収納できる流り付け家具を設けること。					

機能区分	室名	No.	請室要求水準	確認欄	提案内容(対応方法)	
成人病棟部門	保護室ゾーンのシャワー室	1	保護室エリア内に設置し、ナースステーションからの対応が容易な位置とすること。			
		2	脱衣室とシャワー室はカーテンで仕切ること。			
		3	症状により介助2~3人が同時に入ることができるようにすること。			
	個室	1	病室、トイレ、洗面室の3室構成とし、廊下・洗面室間、洗面室・病室間、病室・トイレ間に扉を設けること。			
		2	天井高は3m程度とすること。			
		3	廊下・洗面室間、洗面室・病室間の扉の幅は、市販のベッドが搬入可能な広さを確保すること。			
		4	診療報酬算定に係る療養環境加算の条件を確保すること。			
		5	洗面室・病室間の扉を開き扉とする場合は、壁に収納可能なものとする。			
	2床室	1	診療報酬算定に係る療養環境加算の条件を確保すること。			
	2	病室用の収納ロッカーを2台設置すること。(本要求水準書「別添資料5 関連備品リスト」参照)				
	4床室	1	診療報酬算定に係る療養環境加算の条件を確保すること。			
	2	病室用の収納ロッカーを4台設置すること。(本要求水準書「別添資料5 関連備品リスト」参照)				
	ナースステーション	1	当該病棟内の請室への移動距離が短く、病棟内の患者の活動が見やすい位置に配置すること。			
		2	共用の廊下を過らずに、保護室ゾーンに直接出入り出来るようにすること。			
		3	壁面に収納ユニット(渡り付け)を設けること(W≧3,600)			
		4	ローパーテーションで仕切られた看護部長執務スペースを確保すること(本要求水準書「別添資料5 関連備品リスト」参照)			
	診察室	1	出入口は、ナースステーション、処置室および廊下の3方向に設置すること。			
	処置室	1	出入口は、診察室、観察室、廊下の3方向に設置すること。			
	観察室	1	出入口は、ナースステーション、処置室、廊下の3方向に設置すること。			
	面会室	1	病棟入口の近傍で、入口からナースステーションまでの間に設置し、患者が直接行けないよう工夫すること。			
	2	パーテーションで仕切り室とすること。				
	カンファレンスルーム	1	ナースステーションから、直接出入りができるようにすること。			
	汚物処理室	1	病棟入口の近くで、ナースステーションに近接させること。			
		2	回収業者が病棟に入らず直接、不潔リネンを回収できるようにすること。			
	リネン室	1	病棟入口の近くで、ナースステーションに近接させること。			
		2	リネン業者が病棟の奥まで入らず、搬出入できるようにすること。			
	食堂・デイルーム	1	ナースステーションの近傍で、内部観察、緊急対応のために、ナースステーションから行きやすい位置に配置すること。			
		2	廊下に面する部分は、ローパーテーションまたはブランターボックスなどで仕切ること。			
		3	多目的室との壁は、移動間仕切りし、多目的室と一体で使用できるようにすること。			
		4	隣接のパントリー間に配膳車の出入りが可能な扉を設けること。			
5		ボックス型の公衆電話コーナーを2ヶ所設けること。				
6		診療報酬算定に係る療養環境加算の条件を確保すること。				
多目的室	1	ナースステーションの近傍で、内部観察、緊急対応のために、ナースステーションから行きやすい位置に配置すること。				
	2	食堂・デイルーム側の壁は、移動間仕切りし、食堂・デイルームと一体で使用できるようにすること。				
パントリー	1	エレベーターホールから直接出入り可能な位置に配置すること。				
	2	パントリーに配膳車通常2台(提案による)を搬入、一時保管し、食堂側も含め扉を施錠し、患者が入れないようにすること。				
	3	エレベーターホール側、食堂・デイルーム側ともに、配膳車が出入り可能な扉を設けること。				
喫煙室	1	食堂・デイルームに隣接、あるいは食堂・デイルームの内部に設けること。				
談話室	1	高度ケア1病棟、総合治療2病棟を除く男女混合病棟の女子ゾーンに設けること。				
私物保管庫	1	各病棟の共用部分に設置し、施設管理ができるようにすること。				
	2	1人当たり巾50cm、奥行50cm高さ50cm程度のスペースを4床室の患者の人数分用意すること。(患者ごとに衣袋ケース等で保管)				
浴室	1	車椅子が浴室まで直接入れられるようにすること。				
患者シャワー室	1	介助者が入ることができる広さを確保すること。				
	2	車椅子が浴室まで直接入れられるようにすること。				
洗面・洗濯室	1	男女各ゾーンに設けること。				
	2	男子病棟の高度ケア1病棟は15㎡1室とすること。				
	3	その他の病棟は15㎡2室とすること。				
	4	洗濯機・乾燥機(各病棟2台)はコインランドリー業務の一環として事業者が設置すること。				
患者トイレ休憩室	1	車椅子用トイレを男女共用で1ヶ所設けること。				
職員トイレ・シャワー室	1	トイレは男女それぞれ1室(各3㎡程度)として、シャワーは共用で1室(6㎡程度)とすること。				
倉庫	1	各病棟の共用部分に設置し、施設管理ができること。				
	2	病室、トイレ、洗面室の3室構成とし、廊下・洗面室間、洗面室・病室間、病室・トイレ間に扉を設けること。				
感染症病棟	保護室	1	病室・トイレ間の扉は、必要に応じて病室内の壁に格納できること、格納時は施錠ができること。			
		2	ベッドは固定式とすること。抑制可能で、患者がベッド下部にもぐりこむことのない構造とすること。配置は、患者用ストレッチャー(55cm×1.9m)が病室内で展開してベッドに横付けでき、3方向から介護が可能なものとする。			
		3				

機能区分	室名	No.	諸室要求水準	確認欄	提案内容(対応方法)		
成人病棟部門	感染症病 床	保護室	4	洗面室・病室間の扉を開き扉とする場合は、壁に収納可能なものとする。			
			5	個室3室とともにひとつのゾーンを形成し、総合治療1病棟の他の患者と接することのないように隔離すること。			
		個室	1	病室、トイレ、洗面室の3室構成とし、廊下・洗面室間、洗面室・病室間、病室・トイレ間に扉を設けること。			
			2	天井高は3m程度とすること。			
			3	廊下・洗面室間、洗面室・病室間の扉の幅は、市販のベッドが搬入可能な広さを確保すること。			
			4	診療報酬算定に係る療養環境加算の条件を確保すること。			
		5	洗面室・病室間の扉を開き扉とする場合は、壁に収納可能なものとする。				
		6	保護室(A)2室とひとつのゾーンを形成し、総合治療1病棟の他の患者と接することのないように隔離すること。				
		診察室	1	保護室前室(滅菌室)から入室できるようにすること。			
			2	一般の成人病棟の診察室と同様の仕様とすること。			
ディールーム	1	公衆電話の設置スペースを設けること。					
シャワー室	1	車椅子がシャワー室まで直接入れるようにすること。					
	2	脱衣室に患者の衣類や介助人の介助介護品が収納できるスペースを設けること。					
	3	脱衣室に洗濯機・乾燥機を置く。					
汚物処理室	1	不潔リネン類の回収がしやすいように、感染症病床前室に近接させること。					
	2	玄関に大きな扉を設け、車送迎時に雨に濡れないで入れるようにすること。					
共通	エントランス	1	エントランスの出入口扉は、児童期の患者が容易に施設外に出られないような措置を講ずること。				
		2	児童外来と思春期外来の待合は別々に設けることとし、距離を置いて配置すること。				
		3	診察室は児童用3室、思春期用2室とすること。両者はナースステーションと処置室とを併んで、分離した配置とすること。				
		4	家族待合室は、児童外来待合に隣接させ、内部は子供が楽しめる雰囲気とすること。				
		1	医事・薬局業務は、本館棟の職員が対応するため、本館棟の事務室(受付・会計・執務)と近接させ、行き来が容易な通路を薬局と共有で設けること。				
		2	総合待合ホールに面し、薬局、調剤室と隣接すること。				
		3	総合待合ホールに面して、受付カウンター及び窓口を設けること。				
		1	(思春期外来)診察室に近接させ、児童外来待合とは、できる限り距離を置いて配置すること。				
		1	(児童外来)診察室に近接させ、思春期外来待合とは、できる限り距離を置いて配置すること。				
		1	内部は多様な症状や年齢にあわせ、ローバーテーションや幼児用家具などで下記A～Eのエリアにわけること。				
児童思春期部門	一般外来	児童外来待合	1	児童外来待合部分			
			2	イ.TV・ビデオを見れるコーナー(25㎡程度) ウ.人の視線が気になる人や、一人でゆったり過ごしたい人のコーナー(7.5㎡程度) エ.多動性のある子供や幼児が安全に遊べるプレイエリア(4㎡程度)			
		ナースステーション	1	処置室に隣接させ、相互に出入りができるよう扉を設けること。			
			1	児童外来用診察室、3室(診察室1・2・3)、思春期外来用診察室、2室(診察室4・5)とすること。			
		診察室1～5	2	診察室1・2・3(児童)、外来ナースステーション、処置室、診察室4・5(思春期)の順に配置すること。			
			3	診察室1・2・3(児童)には、行動観察をするために、児童患者を自由に遊ばせるスペースを約4㎡設けること。			
			4	廊下及び診察室後方通路、2方向への出入口を設けること。			
		処置室	1	(外来)ナースステーションに隣接させ、相互に出入りができるよう扉を設けること。			
			1	心理検査には静かな環境が必要であるため、一般外来や特別外来療育、待合や療育部門の話し声や騒音などの影響が少ない位置に配置すること。			
		臨床心理	プレイルーム	1	2室の間に観察室を設けること。		
2	箱庭(75cm角)、箱庭材料および玩具などを収納する扉付の収納庫(クローゼット)を設けること。						
訓練心理室	1		2室の間に観察室を設けること。				
	2		おもちゃ及び文具を収納する3m×45cm×2.1mの扉付のクローゼットを設けること。				
観察室	1	ビデオカメラDVD用埋込み配線を設けること。					
	1	男女別に設け、各ブースの扉の鍵は施錠開放機能付とすること。					
特別外来療育	全体(要求水準書)	1	治療や学習・訓練などで長い時間を過ごすため、日照や眺望に配慮した配置とすることなど、良好な環境の形成に努めること。				
		1	車椅子での利用に対応すること。				
		2	トランポリン設置部分は、トランポリン面から4m以上の天井高さを確保すること。				
		3	ハンモック、特殊ブランコなどの遊具を設置できるように、天井吊りフック4箇所を設けること。(天井内補強を含む)				
		4	巨大ブロック、積み木、ボールなどを収納する3m×45cm×2.1mの収納庫(扉付のクローゼット)を設けること。				
		グループ療法室	1	隣接の個別指導室との間に子供用トイレを設け、両方から使用できるようにすること。			
			2	収納式の洗面器(身長120cmの患者が利用可能なこと)を設置すること。			
		個別指導室	1	部屋をオーディオンカーテンで仕切った準備スペース(約15㎡)を設けること。			

機能区分	室名	No.	諸室要求水準	確認欄	提案内容(対応方法)
特別外来療育	個別指導室	2	鏡接のグループ療法室との間に子供用トイレを設け、両方から使用できるようにすること。		
	SST室	1	教材庫に隣接させ、直接出入りが出来るようにすること。		
特別外来療育	教材庫	2	移動間仕切りで調理実習スペース(約15㎡)を設け、家庭用シンク及び吊り戸棚を設けること。		
	全体(要求水準書)	1	SST室に隣接し直接出入りができるようにすること。		
児童思春期部門	管理(要求水準書)	1	患者との接触の少ない落ち着いた場所に配置すること。		
		1	外来患者、入院患者とも、X線検査及び生理機能検査は本館棟の施設を利用するので、成人患者との交錯の少ない動線計画とす		
		2	看護単位は児童病棟、思春期病棟あわせて1看護単位とすること。		
		3	ナースステーションは、病室全体を適切に管理するため、見通しが良く、各病室に短い距離で行けるような配置すること。		
		4	緊急時に安全かつ迅速な対応を行うため、病室に2方向から接近できるように、廊下の形状を工夫すること。		
		5	諸室の配置は、大きく保護室ゾーン、児童病棟ゾーン、思春期病棟ゾーン、看護諸室ゾーンの4つのゾーンで構成すること。さらに児童病棟ゾーン、思春期病棟ゾーンはそれぞれ、男女エリアに区分すること。		
		6	児童病棟ゾーン、思春期病棟ゾーン、さらにそれぞれの男女エリアは夜間の患者の往來を遮断できるようにすること。		
		7	児童病棟ゾーン、思春期病棟ゾーンは、日中も患者の往來を遮断できるようにすること。		
		8	病室は、入院患者の男女比率や病状に応じ、個室を流動的に利用することを想定している。病室の配置、夜間のエリア間の隔壁は、その運用に対応したものとすること。		
	9	救急外来からの入院患者は、児童病棟ゾーンを通らずに、思春期病棟ゾーンに直接行けるようにすること。			
	ナースステーション	1	各食堂・デイルームが見渡せるようにすること。		
	処置室	2	保護室ゾーンに直接出入りができるようにすること。		
		3	看護師長の執務ゾーンを確保すること。		
	感染性疾患対応室	1	出入口は、ナースステーション、廊下の2方向に設置すること。		
		2	病室、トイレ、洗面室の3室構成とし、廊下・洗面室間、洗面室・病室間、病室・トイレ間に扉を設けること。		
3		天井高は3m程度とすること。			
4		廊下・洗面室間、洗面室・病室間の扉の幅は、市販のベッドが搬入可能な広さを確保すること。			
5		診療報酬算定に係る療養環境加算の条件を確保すること。			
保護室シャワー室	1	洗面室・病室間の扉を開き扉とする場合は、壁に収納可能なものとする。			
	2	保護室エリア内に設置し、ナースステーションから対応が容易な位置とすること。			
	3	症状により介助2～3人が同時に入ることが出来るようにすること。			
カンファレンスルーム	1	児童病棟、思春期病棟共用で1室とすること。			
	2	緊急時に看護師等が病室、保護室エリアへ速やかに移動できる場所に配置すること。			
食堂・デイルーム	1	ナースステーションの近傍で、内部観察、緊急対応のために、ナースステーションから行きやすい位置に配置すること。			
	2	キャスター付きのローバーターションで児童ゾーンと思春期ゾーンとに区分すること。			
	3	鏡接のセントリ一間に配膳車の出入りが可能な扉を設けること。			
	4	児童ゾーンには、発達障害児が1人で食事ができるようブースを5つ設置すること。			
	5	思春期ゾーンの女子ゾーンに設置すること。			
パントリー	1	直接病棟内を経由することなく、エレベーターホールから直接出入可能な位置に配置すること。			
	2	パントリーに配膳車通常2台(提案による)を搬入、一時保管し、食卓側も含め扉を旋錠し、患者が入れないようにすること。			
	3	エレベーターホール側、食堂・デイルーム側ともに、配膳車が出入可能な扉を設けること。			
リネン室	1	児童ゾーン、思春期ゾーンに1ヶ所ずつ設けること。			
	2	ナースステーションと、廊下側の2ヶ所に扉を設けること。			
職員トイレ・シャワー室	1	トイレは男女それぞれ1室(各3㎡程度)として、シャワーは共用で1室(4㎡程度)とすること。			
	2	脱衣室とシャワー室とを分けること。			
宿直室	1	病棟階に設けられない場合は、エレベーターや階段室に近接させること。			
	1	保護室ゾーンを設け、他の病室とは分離すること。			
児童病棟	保護室	2	保護室ゾーンは、ナースステーションに隣接させ、直接出入りできるように扉を設けること。		
		3	病室、トイレ、洗面室の3室構成とし、廊下・洗面室間、洗面室・病室間、病室・トイレ間に扉を設けること。		
		4	病室・トイレ間の扉は、必要に応じて病室内の壁に格納できるようにすること。格納時は施錠ができるようにすること。		
		5	ベッドは固定式とすること。抑制可能で、患者がベッド下部にもぐりこむことのない構造とすること。配置は、患者用ストレッチャー(55cm×1.9m)が病室内で展開してベッドに横付けでき、3方向から介護が可能なものとすること。		
		6	洗面室・病室間の扉を開き扉とする場合は、壁に収納可能なものとする。		
		1	天井高は3m程度とすること。		
個室	1	廊下・病室間の扉は、ベッドが搬入可能な広さを確保すること。			
	2	男児用6室、女児用3室とすること。			
2床室	1	診療報酬算定に係る療養環境加算の条件を確保すること。			
	2				

機能区分	室名	No.	請室要求水準	確認欄	提案内容(対応方法)
児童思春期部門	観察室	1	天井高は3m程度とすること。		
		2	廊下・洗面室間、洗面室・病室間の扉の幅は、市販のベッドが搬入可能な広さを確保すること。		
	面会室	1	ナースステーションに隣接させ、内部の様子を観望できるようにすること。		
		2	患者が直接行きにくいように、病室エリアから離れた場所に設置すること。		
	多目的室	3	面会室の廊下側に電話(カード式公衆電話)を設置すること。		
		1	ナースステーションから観望しやすい男子ゾーンに配置すること。		
	学習室	2	発達障害児への対応のため、アコーディオンカーテンにより、室を2つに分けられるようにすること。		
		1	落ちついた環境の場所に設置すること。		
	私物保管庫	1	1人当たり巾50cm奥行き50cm高さ50cm程度のスペースを50人分用意すること。		
		浴室	1	浴槽は1m×1.5m程度とすること。	
	2		車椅子が浴室まで直接入れるようにすること。		
	3		脱衣室に患者の衣類や介助人の介助介護用品が収納できるスペースを設けること。		
	4		浴室内に、手摺りを設置すること。		
	5		カランの数は2〜3ヶ所とすること。		
	6		脱衣室に洗面器を設けること。		
	洗面室	1	洗面台の高さは一般用と小児用を半数ずつ設置すること。		
		2	洗面台をはじめ、器具や壁の出隅角などで怪我をしないよう配慮すること。		
	洗濯・乾燥室	1	使用しない時間帯にいたずらの無いように、出入口の扉は内外から施錠ができるようにすること。		
		2	洗濯乾燥機は2台設置すること。		
		3	コインランドリー方式ではないこと。		
患者トイレ	1	男女各ゾーンに設けることとし、女子用はデイルームに隣接させること。			
	2	大便器ブースは、施錠開放機能付とすること。			
	3	掃除用具庫は施錠付とすること。			
	4	大便器は前面掃除口付とすること。			
	5	洋風大便器は幼児用便座付とすること。			
	6	小便器は子供が利用可能なタイプとすること。			
倉庫	1	通学用入口に近接し、ランドセル等学童用品棚(巾45cm×高さ45cm×奥行き40cm)25名分及び患者・職員用靴箱(巾30cm×高さ20cm×奥行き30cm)100名分を確保すること。			
	保護室	1	児童病床の保護室と同じゾーンに配置すること。		
2		保護室ゾーンは、ナースステーションに隣接させ、直接出入りできるように扉を設けること。			
3		病室、トイレ、洗面室の3室構成とし、廊下・洗面室間、洗面室・病室間、病室・トイレ間に扉を設けること。			
4		病室・トイレ間の扉は、必要に応じて病室内の壁に格納できるようにすること。格納時は施錠ができるようにすること。			
5		ベッドは固定式とすること。抑制可能で、患者がベッド下部にもぐりこむことのない構造とすること。配置は、患者用ストレッチャー(55cm×1.9m)が病室内で展開してベッドに横付けでき、3方向から介護が可能なものとする。			
6		洗面室・病室間の扉を開き扉とする場合は、壁に収納可能なものとする。			
思春期病室	個室	1	病室、トイレ、洗面室の3室構成とし、廊下・洗面室間、洗面室・病室間、病室・トイレ間に扉を設けること。		
		2	天井高は3m程度とすること。		
		3	廊下・洗面室間、洗面室・病室間の扉の幅は、市販のベッドが搬入可能な広さを確保すること。		
		4	診療報酬算定に係る療養環境増算の条件を確保すること。		
		5	洗面室・病室間の扉を開き扉とする場合は、壁に収納可能なものとする。		
		6	男子用3室、女子用3室の配置とし、男女比率によっては流動的に利用する。		
2床室	1	診療報酬算定に係る療養環境増算の条件を確保すること。			
	2	男子用1室、女子用1室設置すること。			
	3	収納家具2台を設置すること。(本要求水準書「別添資料5 調達備品リスト」参照)			
4床室	1	男子用1室、女子用2室を配置すること。			
	2	診療報酬算定に係る療養環境増算の条件を確保すること。			
診察室	1	出入口は、ナースステーションおよび廊下の2方向に設置すること。			
	1	ナースステーションに近接させ、内部の様子が外部から観望できるものとする。			
面会室	2	患者が直接行きにくいように、病室エリアから離れた場所に配置すること。			
	3	パーティションで仕切り2室とすること。			
	4	洗面器は全体で1ヶ所とし、2室で利用できるよう工夫すること。			

機能区分	室名	No.	請室要求水準	確認欄	提案内容(対応方法)	
児童思春期部門	デイルーム	1	ナースステーションから観察しやすい位置に配置すること。			
		2	男女別し、男子用18㎡、女子用22㎡は食堂・デイルームと隣接させること。			
		3	廊下側の壁は、腰壁とし、上部に窓を設け、給茶器及び公衆電話を設置すること。			
		4	ウォータークーラー1台(本要求水準書「別添資料5 調達備品リスト」参照)と公衆電話(ボックス型)1台は各部屋に設けること。			
	学習室	1	窓ついた場所配置すること。			
		1	施設管理ができること。			
	浴室	1	男女各ゾーンに設けること。			
		2	車椅子が浴室まで直接入れられるようにすること。			
		3	脱衣室に患者の衣類や介助人の介助介護用品が収納できる造り付け棚を設けること。			
		4	シャワーは、障の患者に水がかかりにくいようにブースで仕切ること。			
		5	カランの数は3〜6ヶ所とすること。			
		6	総衣室に洗面器を設けること。			
	洗面室	1	男女各ゾーンに設けること。			
		2	洗面器は独立させ4ヶ所以上とすること。			
	洗濯・乾燥室	1	洗濯機・乾燥機は、男子病棟に1台、女子病棟に3台設置し、コインランドリー運営業務の一環として事業者が設置すること。			
	患者トイレ	1	男女各ゾーンに設けること。			
		2	女子ゾーンに車椅子用トイレを1ヶ所設けること。			
		3	大便器は男子2ヶ所以上、女子4ヶ所以上とすること。			
		4	男子トイレの小便器は、2ヶ所以上設置すること。			
	倉庫	1	デイルームに隣接して設置し、施設管理ができること。			
1		スポーツ用具入れ(2m×1m×1.8m)を2ヶ所設置すること。				
付属施設	教室(小学生)	1	アコーディオンカーテンを設置し、2つに仕切って利用できるようにすること。			
		2	アコーディオンカーテン1ヶ所、スライディングウォール1ヶ所を設置し、3つに仕切って利用できるようにすること。			
	トイレ	1	掃除用具入れを設けること。			
		2	男子用は、小便器2台、洋風大便器1台、洗面器2台を設置すること。			
		3	女子用は、和風大便器1台、洋風大便器1台、洗面器2台を設置すること。			
		4	車椅子利用者用便所を男女共用で1ヶ所設置すること。			
		5	洗濯機置場は、トイレに隣接して、男女共用で1箇所とし、洗濯乾燥機を1台設置すること。			
		5				
	入口	1	アコーディオンカーテンを設置し、2つに仕切って利用できるようにすること。			

整理番号

(様式 7-5) 業務実施体制

実施体制と取組み姿勢について以下の項目に従い具体的に提案してください。

(適宜、図表等を用いてもよい。)

- ・「業務要求水準書」の内容を踏まえ、落札者決定基準の定性的事項に係る審査の視点に着目し、提案に当たっての考え方と具体的な提案の内容を関連づけながら、主に箇条書きにて簡潔にまとめること。

1. 実施体制と取組み姿勢

- (1) 設計業務
- (2) 工事監理業務
- (3) 建設業務
- (4) 解体撤去業務
- (5) 備品調達業務
- (6) 移転引越業務

2. スケジュール

施設整備業務完了までの全体工程表を作成し、その中で各業務の進め方について、具体的に説明してください。

3. 協議組織の体制

4. 打ち合わせ手法

病院スタッフをはじめとする関係者に対して、より、理解度を高めるための打合せ手法について、具体的に提案してください。

※1 各項目(1~3)を本様式1枚以内で、合計3枚以内に記入すること。

※2 2.スケジュールについてはA3横で記入し、A4に折り込むこと。

(様式 7-6) 建築計画に関する提案 1 (豊かな療養環境の創出)

豊かな療養環境の確保について、下記の点を明らかにした上で具体的に提案してください。

(適宜、図表等を用いてもよい。)

- ・「業務要求水準書」の内容を踏まえ、提案図面を補う形で標記の主要ポイントを示すこと。なお、その際は特に以下の点について、落札者決定基準の定性的事項に係る審査の視点に着目して、設計に当たっての考え方と具体的な提案の内容を関連づけながら、主に箇条書きにて簡潔にまとめること。

1. 外観デザインの考え方
2. 内観デザインの考え方
3. 成人、児童思春期 (外来・病棟等) それぞれについての考え方
4. 屋外計画の考え方
5. プライバシーの配慮について

※ 各項目 (1～4) を本様式 1 枚以内で合計 4 枚以内に記入すること。

(様式 7-7) 建築計画に関する提案 2 (機能的・効率的な施設配置)

機能的・効率的な施設計画についてのコンセプトを記載し、下記の点を明らかにした上で具体的に提案して下さい。(適宜、図表等を用いてもよい。)

・「業務要求水準書」の内容を踏まえ、設計図書を補う形で標記の主要ポイントを示すこと。なお、その際は特に以下の点について、落札者決定基準の定性的事項に係る審査の視点に着目して、設計に当たっての考え方と具体的な提案の内容を関連づけながら、主に箇条書きにて簡潔にまとめること。

1. 敷地全体の配置計画、動線計画

2. 部門間の連携及び機能的・効率的な配置計画、動線計画について

(1) 外来、病棟、中央診療部門、児童思春期部門

(2) 搬送計画 (患者、物品、リネン、食事) の搬送計画について

3. 看護スタッフから患者の活動が見やすい具体的な計画について

4. 保護室について

(1) 建築面、設備面、維持管理面それぞれの配慮事項と具体的対策について
(例えば材質、排泄物、清掃など)

※1 各項目 (1~3) を本様式 1 枚以内で合計 3 枚以内に記入すること。

(様式 7-8) 建築計画に関する提案 3 (変化に柔軟に対応できる施設計画)

変化に対して柔軟に対応できる施設計画について下記の点を明らかにした上で具体的に提案してください。(適宜、図表等を用いてもよい。)

・「業務要求水準書」の内容を踏まえ、設計図書を補う形で標記の主要ポイントを示すこと。なお、その際は特に以下の点について、落札者決定基準の定性的事項に係る審査の視点に着目して、設計に当たっての考え方と具体的な提案の内容を関連づけながら、主に箇条書きにて簡潔にまとめること。

1. 将来の医療環境の変化に伴う、諸室構成の変更に対する対応
2. 将来の医療環境の変化に伴う、増築、改修、修繕、更新に対する対応
3. 病棟における男女入院患者の変動に対する対応

※ 本様式 1 枚以内に記入すること。

(様式 7-9) 建築計画に関する提案 4 (安全性)

安全性について、下記の点を明らかにしつつ具体的に提案してください。
(適宜、図表等を用いてもよい。)

・「業務要求水準書」の内容を踏まえ、設計図書を補う形で標記の主要ポイントを示すこと。なお、その際は特に以下の点について、落札者決定基準の定性的事項に係る審査の視点に着目して、設計に当たっての考え方と具体的な提案の内容を関連づけながら、主に箇条書きにて簡潔にまとめること。

1. 耐震計画 (構造・設備)
2. 防災や避難に対応した計画
3. 仕上材料、使用製品

※ 本様式 1 枚以内に記入すること。

(様式 7-10) 建築計画に関する提案 5 (経済性)

経済性について下記の点を明らかにしつつ具体的に提案してください。

(適宜、図表等を用いてもよい。)

- ・「業務要求水準書」の内容を踏まえ、設計図書を補う形で標記の主要ポイントを示すこと。なお、その際は特に以下の点について、落札者決定基準の定性的事項に係る審査の視点に着目して、設計に当たっての考え方と具体的な提案の内容を関連づけながら、主に箇条書きにて簡潔にまとめること。

1. ライフサイクルコストについて

(1)建設後 30 年のライフサイクルコスト

.提案内容に基づき、建設後 30 年のライフサイクルコストを次頁の表に記入して下さい。

(別添 Microsoft Excel の様式に記入すること)

(2)具体的な工夫

(3)内外装材、使用製品等の修繕、更新

2. 省エネルギーへの配慮について

(1)具体的提案 (根拠も含め)

3. 光熱水費の削減方法について

(1)具体的提案 (根拠も含め)

※ 本様式 2 枚以内に記入すること。

(様式 7-11a) 電気設備計画に関する提案

電気設備計画の概要について下記の点を明らかにしつつ具体的に提案してください。

(適宜、図表等を用いてもよい。)

・「業務要求水準書」の内容を踏まえ、以下に掲げる項目を主体とした電気設備計画の概要の具体的な提案を記載して下さい。

(1) ライフサイクルコストの低減、維持管理の容易さ、災害時の信頼性

(2) 精神医療施設特有の問題点の提示とその解決策

1. 各設備概要

・ 受変電設備、非常用発電機設備、蓄電池設備、幹線・動力設備、電灯設備、コンセント設備、電話設備、電気時計設備、拡声放送設備、テレビ共聴設備、映像情報(AV 機器)設備、ナースコール設備、インターホン設備、投薬・診察・会計表示設備、情報システム用配管設備、防災設備、雷保護設備、監視カメラ設備及びセキュリティ設備など、駐車場管理設備、屋外照明設備、防災行政無線設備

※ 本様式2枚(A4)以内に記入すること。

(様式 7-11b) 機械設備計画に関する提案

<p>機械設備計画の概要について下記の点を明らかにしつつ具体的に提案してください。 (適宜、図表等を用いてもよい。)</p>
<p>・「業務要求水準書」の内容を踏まえ、以下に掲げる項目を主体とした電気設備計画の概要の具体的提案を記載して下さい。</p> <p>(1) ライフサイクルコストの低減、維持管理の容易さ、災害時の信頼性 (2) 精神医療施設特有の問題点の提示とその解決策</p> <p>1. 各設備概要</p> <p>1) 空調換気設備</p> <p>・ 熱源設備、空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備</p> <p>2) 給排水衛生設備</p> <p>・ 衛生器具設備、給水設備、井水処理設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、医療ガス、厨房設備</p>

※ 本様式2枚(A4)以内に記入すること。

(様式 7-12a) 建替計画・施工計画に関する提案（工事中の病院運営への配慮）

建替計画、施工計画について、新病院の建設段階、開院後の既存建物撤去などの各段階において、下記の点を明らかにした上で具体的に提案してください。（適宜、図表等を用いてもよい。）

- ・「業務要求水準書」の内容を踏まえ、建替計画手順図（様式 7-11b）を補う形で標記の主要ポイントを示すこと。なお、その際は特に以下の点について、落札者決定基準の定性的事項に係る審査の視点に着目して、設計に当たったの考え方と具体的な提案の内容を関連づけながら、主に箇条書きにて簡潔にまとめること。
1. 継続運営する病院機能の確保
 - (1) 現病院への影響を最小限とする工夫
 - (2) 電気及び給排水などの設備関係の切回し
 - (3) 駐車場の確保
 2. 工事中の安全対策
 - (1) 現病院の運営に配慮した工事範囲の設定
 - (2) 作業療法農園、温室への安全な通路の確保
 3. 周辺への配慮

※ 本様式 2 枚（A 4）以内に記入すること。

(様式 7-12b) 建替計画・施工計画に関する提案（建替計画手順図）

建替計画、施工計画について、新病院の建設段階、開院後の既存建物撤去などの各段階における手順図を作成してください。

【手順番号】（段階の説明）

・作成要領

1. 本様式(A4)1枚を上下に分けて、2つの段階を1ページに記載し、作成すること。
2. 各段階については、次を参考とし、設定すること。
 - ①仮病棟等建設段階 ②先行撤去段階 ③新病院施設等建設段階
 - ④譲渡日時点 ⑤開院日時点 ⑥事後撤去段階
3. 各段階での工事範囲、駐車場の位置、台数、各車両・人（各患者・各関係者）動線、各動線を明示してください。
4. 仮設建物、改修建物を明示し、必要な病院機能をどの建物で運営するかを示してください。

【手順番号】（段階の説明）

※ 本様式（A4）にて必要枚数記入すること。

(様式 7-13a) 備品調達業務に係る提案（実施体制等）

備品調達業務の計画について記入して下さい。

1. 「業務要求水準書」の内容を踏まえ、以下に掲げる項目について、各項目に特記した事項を明示しつつ具体的（提案者が考える業務仕様書に準じて）に記載して下さい。

(1) 基本的考え方

(2) 業務内容

(3) 実施体制

(4) 実施方法

・ 選定、調達、納品検収、設置、調整等の実施方法、スケジュール等

(5) セルフモニタリングの方法

・ 評価項目、実施頻度、評価基準等

※ 本様式 5 枚以内に記載すること。（費用及び費用の内訳を除く。）

(様式 7-13b) 備品調達業務に係る提案（費用及び費用の内訳）

備品調達業務の計画について記入して下さい。

2. 提案内容に基づき、費用及び費用の内訳を次の表に記入して下さい。

(別添 Microsoft Excel の様式に記入すること。)

(1) 費用及び費用の内訳

備品配置計画、調達備品リスト作成等			
人件費			
	職種 ^{※1}	数量 (人・日)	単価 (千円/人・日)
			金額 (千円) ^{※2}
小計			
備品調達費			
			金額 (千円) ^{※2}
小計			
諸経費			
	項目 ^{※3}	内容	金額 (千円) ^{※2}
合計			

※1 責任者、副責任者、技術者A、技術者Bのように分けて記載すること。
実施体制の記載と整合を図ること。

※2 消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
備品調達費は備品調達費内訳の合計金額を千円未満は四捨五入して記載すること。

※3 項目はできるかぎり具体的に記載すること。

(2) 備品調達費内訳

調達備品リスト			提案内容				
No.	名称	数量	メーカー名	型式等	単価(円)	金額(円)	備考 ^{※1}
1	DVD/ビデオレコーダ	1					
2	アムチェア	2					
	・						
	・						
合計							

※1 仕様等に係る提案又は特記事項がある場合には記載すること。

(様式 7-14a) 移転引越業務に係る提案（実施体制等）

移転引越業務の計画について記入して下さい。

1. 「業務要求水準書」の内容を踏まえ、以下に掲げる項目について、各項目に特記した事項を明示しつつ具体的（提案者が考える業務仕様書に準じて）に記載して下さい。

(1) 基本的考え方

(2) 業務内容

(3) 実施体制

(4) 実施方法

・数量調査、計画策定、移転、廃棄物処理等の実施方法及びスケジュール等

(5) セルフモニタリングの方法

・評価項目、実施頻度、評価基準等

※ 本様式 5 枚以内に記載すること。（費用及び費用の内訳を除く。）

(様式 7-14b) 移転引越業務に係る提案（費用及び費用の内訳）

移転引越業務の計画について記入して下さい。

2. 提案内容に基づき、費用及び費用の内訳を次の表に記入して下さい。

(別添 Microsoft Excel の様式に記入すること。)

移転計画の策定等			
人件費			
職種 ^{※1}	数量 (人・日)	単価 (千円/人・日)	金額 (千円) ^{※2}
小計			
移転引越費用 (梱包費等を含む)			
仮病棟等への移転時			
対象物品 ^{※3}	数量 ^{※4}	単価 ^{※4}	金額 (千円) ^{※2}
什器・備品			
医療機器			
文書・消耗品			
新病院への移転時			
対象物品 ^{※3}	数量 ^{※4}	単価 ^{※4}	金額 (千円) ^{※2}
什器・備品			
医療機器			
文書・消耗品			
小計			
廃棄物処理費			
仮病棟等への移転時			
対象物品 ^{※3}	数量 ^{※4}	単価 ^{※4}	金額 (千円) ^{※2}
什器・備品			
新病院への移転時			
対象物品 ^{※3}	数量 ^{※4}	単価 ^{※4}	金額 (千円) ^{※2}
什器・備品			
小計			
諸経費			
項目 ^{※5}	内容		金額 (千円) ^{※2}
.....			
.....			
小計			
合計			

- ※1 責任者、副責任者、技術者A、技術者Bのように分けて記載すること。実施体制の記載と整合を図ること。
- ※2 消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
- ※3 業務要求水準書の対象品目に合わせて、数量、単価を記載すること。
- ※4 数量及び単価の単位を記載すること。
- ※5 項目はできるかぎり具体的に記載すること。